

令和元年 第 5 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年 5 月 16 日（木）午後 2 時 00 分～午後 2 時 56 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 3 階 正庁ホール
3. 出席委員数 13 名
4. 欠席委員数 2 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	欠	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	欠	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

7 番 森田 孝市 8 番 小野 伊八郎

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
係 長 藤田 鉄也
係 員 川原 一仁 後藤 海帆 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第 25 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (3) 議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 29 号 現況証明（非農地証明）について
- (7) 議案第 30 号 空き家に付随した農地の指定について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 13 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。
それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、

会長をお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は 13 名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。合せて、携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和元年第 5 回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午後 2 時 18 分）

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程 2 の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、私（議長）から指名いたします。

7 番 森田孝市 委員、8 番 小野伊八郎 委員 をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程 3 の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。第 4 回定例総会から本日の第 5 回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料 1 にまとめております。まずは、資料 1 をご覧ください。

その中から、※印のついた 3 点について、2 ページに会長報告をまとめているので、ご報告いたします。

（資料 1 の会長報告を朗読）

私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、各種報告ですが、今回は特にないようです。

議長 続いて、「報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 それでは事前に配布しています議案書の 1 ページをご覧ください（議案書のとおり、報告

第4号の4案件について朗読）。

以上、報告いたします。

会長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

会長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

続いて、「議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について」及び「議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は関連がありますので一括して説明いたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の佐々木です。よろしくお願いします。

それでは農用地利用集積計画について説明させていただきます。別冊議案書、第24号をご覧ください。議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和元年5月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして2ページをお開きください。（議案書に基づいて令和元年5月17日公告予定分を朗読）以上です。

続きまして、農用地利用配分計画について説明させていただきます。4ページの議案第25号をご覧ください。議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について、農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和元年5月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして5ページをお開きください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第24号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 25 号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 25 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
（とき、午後 2 時 18 分）

議長 それでは、再開します。
（とき、午後 2 時 18 分）

議長 次に「議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案書の 2 ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお開きください。
「議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
（議案書のとおり、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について朗読）
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 それでは、番号 1 番の 1 案件を 13 番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13 番委員 13 番 三重の神田隆善です。5 月 9 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、農地の管理ができないため、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談しました。譲受人も自宅に近く利便性が良いことから贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、194 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 26 番 吉良郁雄 委員をお願いいたします。

26 番委員 26 番、緒方の吉良郁雄です。

5 月 8 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 2 番の案件ですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

譲受人は空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入する予定です。譲渡人は市外在住で農地の管理が困難なため、空き家に付随した農地の指定申請をし、平成 31 年 4 月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が居住する予定の居宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、2 アールとなり、指定農地の下限面積の 1 アールを超えています。

また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件を 30 番 志賀義和 委員をお願いいたします。

30 番委員 30 番、朝地の志賀義和です。

5 月 9 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 3 番の案件ですが、譲渡人●●●●さんから 譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。申請地は、相続により取得した譲渡人が自身で管理できないため、親族である譲受人に譲りたいと相談し、譲受人も自身の耕作地や自宅に近く、利便性が良いことから、贈与で話がまとまり、今回申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は 882 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番及び番号 5 番の 2 案件を 37 番 衛藤幸也 委員をお願いいたします。

37 番委員

37 番、大野の衛藤幸也です。

5 月 8 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 4 番の案件ですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人と譲受人は兄弟です。

譲渡人は、体調不良で農業経営を退いていますが、所有する農地のうち、地元の法人に頼めない申請地について管理に困り、譲受人に相談しました。譲受人も自宅に近く利便性が良いことから贈与で話がまとまり今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 170 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

続きまして、番号 5 番の案件ですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。

譲渡人は、ご主人が亡くなり後継者もなく、自身も高齢で申請地の管理に困っており、数年前から管理をお願いしていた譲受人に譲りたいと相談しました。譲受人も自宅に近く利便性が良いことから贈与で話がまとまり今回申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は 173 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第 26 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件についてこれより質疑を許可します。

委員

[ありません] の声多数

議長

他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 26 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 26 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局

挙手全員です。

議長

挙手全員により「議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件については、原案のとおり決定されました。

議長

次に、「議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局

議案書の 2 ページをご開きください。併せて概要書と事前に配布しています図面もお開きください。

「議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号1番から番号2番までの2案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番及び番号2番の2案件を11番 神志那静清 委員にお願いいたします。

11番委員

11番 三重の神志那静清です。5月9日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請者は、高齢のため、農地の管理が出来ないので、知人やシルバー等に維持管理を依頼していました。

今回、近隣のおぐり胃腸・肛門科やあそう調剤薬局の従業員駐車場及び(有)九建設備工事の作業用車両の駐車場として貸してもらえないかとの相談があったため、申請地を貸駐車場用地として転用したいと思い申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請地は、昭和55年9月に、申請者の父が自宅を新築した際、進入路及び宅地の一部として整備しました。

申請者は申請地相続後、財産の整理を検討したところ、申請地が農地であることがわかり、是正のため申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第27号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員

[ありません]の声多数

議長

他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第27号の番号1番及び番号2番の2案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第27号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の 3 ページをご開きください。あわせて、概要書と図面もお開きください。
「議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、
地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 11 番 神志那静清 委員にお願いいたします。

11 番委員 11 番 三重の神志那静清です。5 月 9 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さん・●●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は、三重町内の借家で妻と子 4 人の 6 人で生活していますが、子の成長に伴い手狭となってきたため、住宅の新築を計画しました。

妻の実家近くで、適当な土地を探していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談した結果、売買で話がまとまり、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (I) のエの (イ) の第 3 種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号 2 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さん 外 2 名 から譲受人●●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は、現在、市外の借家で生活していますが、実家近くでの住宅の新築を計画しました。

適当な土地を探していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談した結果、譲渡人はいずれも申請地の管理ができず困っていたため、売買で話がまとまり、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (I) のエの (イ) の第 3 種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号 3 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さん から譲受人 株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてで

あります。

譲受人は、介護用品や介護サービスを展開している宮崎県の実業家ですが、大分県内でも事業を行っており、今回、規模拡大のため豊後大野市での事務所の設置を計画しました。

適当な土地を探していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談した結果、譲渡人も申請地の耕作者が見つからず取扱に苦慮していたため、売買での話がまとまり、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)の第3種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を 5番 木津一秀 委員にお願いします。

5番委員 5番 犬飼の木津一秀です。

5月9日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから転用者 ●●●●さんへの所有権の移転に伴う農地の転用の件についてであります。

転用者は、大分市の借家に夫婦と子供3人の5人で生活していますが、子供の成長に伴い現在の住居が手狭になってきたために、住居の新築を計画しました。譲受人は、共働きということもあり、子供の面倒をみてもらえる妻の実家の近くで、農地以外の土地を探していましたが、金額面などで適当な土地が見つからずに困っていたところ、申請地を見つけました。譲渡人と相談した結果、売買で話がまとまったので、今回申請するものです。

審査の結果、申請地は許可基準の農地区分「第1種農地」に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)の(イ)の(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第28号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第28号の番号1番から番号4番までの4案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第28号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 29 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 引き続き、議案書の 3 ページをお開きください。あわせて概要書もお開きください。
「議案第 29 号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号 1 番から番号 4 番の 4 案件について朗読）
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 11 番 神志那静清 委員にお願いいたします。

11 番委員 11 番 三重の神志那静清です。5 月 9 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件については、申請者 ●●●● さんの非農地証明願いについてであります。申請者の母が病気により耕作できなくなり、その後相続したが、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。

地区審査会の意見といたしましては、非農地と判断して問題ないとなりました。

次に、番号 2 番の案件については、申請者 ●●●●株式会社 支配人●●●● さんの現況証明願いについてであります。

申請地は、故●●●●さんが、農地法第 5 条許可を得て転用を行った土地で、現況は許可どおり宅地として転用されていますが、許可書を紛失し地目変更しないまま亡くなったため、遺言執行者である●●●●株式会社が申請したものです。

判断基準は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。

地区審査会の意見としましては、証明して問題ないとなりました。

次に番号 3 番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。

宅地を分筆した残地で、今後も耕作する予定が無いため申請を行ったものです。

判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。

地区審査会の意見としましては、非農地として判断して問題ないとなりました。
以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を 9番 衛藤英教 委員にお願いします。

9番委員 9番、大野の衛藤英教です。5月8日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号4番の案件についてですが、申請者 ●●●●さんから申請のありました現況証明についてであります。

申請地は、申請者が農地法 第4条許可を得て農家住宅用地として転用を行った土地で、現況は許可どおり農家住宅用地となっていますが、当時の許可書を紛失し地目変更できないため申請したものです。

判断基準は、農地法 第4条 第1項又は第5条 第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。

地区審査会の意見としましては、「証明して問題ない」となりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第29号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第29号の番号1番から番号4番までの4案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これより採決します。議案第29号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第29号 非農地証明について」の番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第30号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお開きください。
「議案第30号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号1番について朗読)

以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に、質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。

それでは、番号1番の1案件を、9番 衛藤英教 委員と38番 阿南金喜 委員にお願いします。

議長 なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長 これをもちまして、令和元年第5回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後2時56分)

議事録署名委員 7番委員 新田孝市

” 8番委員 小野伊八郎